

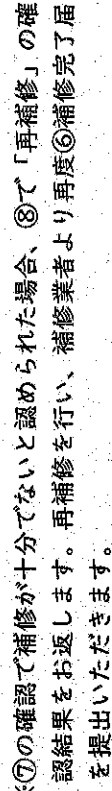
令和6年7月29日

(1) 町内会が決めた業者へ依頼する

窓口は町内会となりますが、業者とのやり取りは、各戸で行ってください。

(3) 自分で補修する

(1) 町内会が決めた業者へ依頼する



※③～⑦について、町内会を通じて補修業者から直接倉敷市へ提出いただくことも可能です（点線矢印部分）

※⑤の確認で補修が十分でないといわれた場合、⑥で「再補修」の確認結果をお返します。

その際は、①より再度お手続きください。

※④の確認で補修が十分でないと思われる場合、⑤で「再補修」の
確認結果をお返します。
その際は、①より再度お手続きください。

倉敷市下水道部下水普及課 排水設備係 TEL : 086-426-3561 FAX : 086-425-5645